

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」 福島地方裁判所郡山支部判決に関する声明

本日、福島地方裁判所郡山支部において、標記訴訟の第一審判決（以下、「本判決」という。）が言い渡された。本件訴訟は、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）の被害者である福島県双葉郡浪江町津島地区の住民の約半数にあたる218世帯659名（結審時）の住民が、本件事故を起こした国と東京電力を被告として提起したものである。

本件訴訟は、本件事故による放射性物質により帰還困難区域に指定され、本件事故後10年が経過してもなお帰還することができない浪江町津島地区内の住民が、長年住み親しんできた本件事故前の「ふるさと津島」への帰還を共通の目標と定め、生活圏である津島地区全域の除染等を求める原状回復請求を最大の目的とする点にある。

本件事故後、3年を経過してもなお津島地区の原状回復が一切進まない状況に対し、津島地区の住民は、2014年11月16日、「津島地区原発事故の完全賠償を求める会」を結成し、種々の活動を進める中、1年かけて準備をし、本件訴訟を提起した。

本件訴訟において、原告である津島地区住民らは、「津島地区原発事故の完全賠償を求める会」、そして訴訟を支援する津島地区以外の市民によって結成された「津島原発訴訟を支える会」と訴訟内外で共闘しながら、被告らに対し本件事故を引き起こした法的責任を追究するとともに、津島地区の全域を被告らに原状回復させることを目的として、約6年にわたり訴訟活動を展開してきた。

本判決では、本件事故についての被告国の規制権限不行使が違法であったことを認定し、被告国の法的責任を明確に認めたが、原告らの悲願である原状回復請求については、これを認めるに至らなかった。

本判決は、まず、本件事故の予見可能性に関し、いわゆる「長期評価」の見解が「相当程度の信頼性を有する知見であり」、平成14年の内には敷地10メートルを超える津波が到来する可能性があったとして、被告国の予見可能性を明確に認めた。

結果回避可能性についてもこれを明確に肯定し、「建屋の水密化等の措置がとられていれば、本件事故の発生は回避することができた」として因果関係を認めた。その上で、遅くとも平成18年の時点での規制権限不行使の違法性を認め、被告国の過失責任を断罪した。

にもかかわらず、原状回復請求権については認めなかった。

原状回復請求権については、確認請求につき、確認の利益は認め、また所有権又は人格権に基づき、原告の所有権が及ぶ範囲については、妨害排除請求権の発生要件は認められるとしたが、被告らは放射性物質を支配内に置き、除去しうる権限を有していないことを理由として妨害排除までは認められないとして、原状回復請求は、認めなかった。

また原告らは避難慰謝料、被ばく慰謝料及びふるさと剥奪慰謝料を請求したが、本判決は精神的慰謝料は分けられないとして一体で判断し、その金額は基準金額として1人150万円と認定された。この点で、金額については極めて不十分なものであったと評価せざ

るをえない。

しかし、一方で精神的慰謝料につき、津島地区の自然、津島地区の歴史、人と人とのつながり、自然との共生などふるさと剥奪慰謝料にかかる要素を認め、また避難状況についても慰謝料の要素として認めた。さらに被ばく不安についても、原告らは「日常生活では経験することができないような高い数値での被ばくをしたことが優に推認される場所である。また、津島居住原告が浴びた放射線量の具体的な数値が不明であることは、かえって、被ばくした者の不安を増幅させる要因となるというべきであり」「こうした不安感を、抽象的な危険性に対する漠然としたもので、法律上の保護に値しないものとして取り扱うことは相当ではなく、津島居住原告が抱く被ばく不安を、慰謝料の考慮事由とすべきである。」と判断した。この点は評価できる。

また本判決は、仮に本件訴訟において原告らに賠償請求が認められるとしても、それらは既に個別賠償やADRでの過払い分で弁済されているとする被告東京電力の主張する「弁済の抗弁」について、和解は個別の費目毎に合意がなされたものであることを理由として完全に排除した。

裁判所が従前の判断枠組みを乗り越えて原状回復請求を認めなかったことは誠に残念である。

本件事故による被害は、その広範性、甚大性、長期性、多様性において、我が国が初めて経験したものである。この点に被告国、被告東京電力、及び裁判所も原告の思いにそって被害に真摯に向き合うべきであり、原告らはこの点で控訴を検討せざるを得ない。

これまで、被告国（環境省）は、国に法的責任がないとの前提で、帰還困難区域を含めて年間追加被ばく線量1 mSvまでの除染をする旨明らかにしている。そして、津島地区においては、2018年4月より「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が始まったが、指定された除染区域は津島地区の面積の1.6%に過ぎず、その後の計画も未だ明らかとされていない。

前述のごとく、被告国及び被告東京電力の法的責任が明確に認められた以上、被告らは、原告らのふるさとである津島地区を破壊したことに責任があるのであるから、原告らを含む津島地区の住民の生活圏をしっかりと除染をする義務があるというべきである。そのために、被告国は、原告らを含む津島地区の被害者全員が津島地区に帰って平穏な生活を営めるよう早急に津島地区全域の除染方針を立案し、復興事業に着手すべきである。

原告らは、原状回復義務が主文に明記されることを求めて控訴を検討する予定であるが、既に10年以上の長きにわたって避難生活を続けているものであり、裁判による解決にこだわることなく、本判決を踏まえ、訴訟外においても被告国（及び東京電力）に対し、速やかな復興事業着手を強く求めるものである。

2021（令和3）年7月30日

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団